

はじめに

災害発生時に設置される避難所では、衛生状態の悪化や、長期化する避難生活でのストレスなどによる避難者の体力・抵抗力の低下が考えられ、感染症が発生しやすい状況にあります。更に、避難所は、集団で生活をしていることから、発生した感染症が広がりやすい環境にあります。

特にインフルエンザや、新型コロナウイルス感染症などの呼吸器感染症、感染性胃腸炎などの消化器感染症が発生しやすくなります。

避難所管理者、避難者、災害ボランティア等は、避難所の衛生管理、感染症予防対策に協力して取り組み、感染症の発生を速やかに探知し、適切に対応することで、感染拡大を防止する必要があります。

本手引は、避難所を運営していく立場である避難所管理者が、避難所閉鎖まで避難者の健康を維持できるよう、避難所での衛生管理や感染症対策を推進していくために必要な知識や対応方法について、具体的に示したものです。

今回、近年改訂された茨城県市町村避難所運営マニュアル基本モデル（令和5年3月改定）や、茨城県新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所運営マニュアル作成指針（令和5年3月改定）を反映すると共に、能登半島地震等の災害支援を踏まえ、改訂しました。

主な改訂点は、避難所感染症サーベイランスの実施方法を災害時に活用できる情報ツール等を使用することや、避難所感染症チェックシートを平時用と有事用に区分したこと、リーフレット・ポスターを国資料と整合性を図りました。

なお、今後、災害時の情報収集及び共有など、更なる情報ツールが活用できることも想定されるため、随時、見直しを行ってまいります。